

用語の説明

事業所 (じぎょうしょ) ~商業統計調査~

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

就業者 (しゅうぎょうしゃ) ~商業統計調査~

従業者に、臨時雇用者及び別経営の事業所から派遣されている人を併せ、従業者及び臨時雇用者のうち別経営の事業所に派遣している人を除いたものをいう。

従業者 (じゅうぎょうしゃ) ~商業統計調査~

調査日現在、当該事業の業務に従事している「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

年間商品販売額 (ねんかんしょうひんはんぱいがく)

調査前年度の有体商品の販売額（各事業所の卸売・小売の販売額の合計）をいい、消費税を含んだ額である。

卸売業 (おろしうりぎょう)

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（工場、官公庁、ホテルなど）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く。）、建設材料など）を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く。）
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している事業所を含む。）
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

小売業 (こうりぎょう)

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む。）または家庭用消費のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合を含む。）
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で家庭用消費者に販売する事業所）
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所
- (7) 別経営の事業所

大型小売店 (おおがたこうりてん)

従業者 50 人以上の小売事業所のうち、次の百貨店及びスーパーをいう。

- (1) 「百貨店」とは、日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーのうち、次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が東京特別区及び政令指定都市で 3,000 m²以上、その他の地域で 1,500 m²以上の事業所。
- (2) 「スーパー」とは、売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 m²以上の事業所。

従業者 (じゅうぎょうしゃ) ~商業動態統計調査~

主として当該事業所の業務に従事する者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用従業者をいう。

なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他に派遣している者は含まれる。

また、長期欠勤者で 1 か月以上いかなる給与も受けていなかった者は、在籍者であっても含まない。